

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 ちどり福祉会

### 〔目的及び意義〕

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ちどり福祉会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 〔定義等〕

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ①役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ②常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- ④報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### 〔報酬等の支給〕

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- ①常勤の理事 報酬，役員手当
- ②非常勤の役員 報酬
- ③評議員 報酬

2.理事に対して、各年度の総額が 7, 152, 000 円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

3.監事に対して、各年度の総額が 300, 000 円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

〔報酬等の額の算定方法〕

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- ①報酬 別表第1に定める額
  - ②役員手当 別表第2に定める額
- 2.非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。但し、従業員兼務の非常勤役員には支給しない。
- 3.評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

〔報酬等の支給方法〕

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- ①報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日及び祝日ではない日）
  - ②役員手当 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日及び祝日ではない日）
- 2.非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3.報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4.報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

〔費用〕

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2.役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

〔報酬等の日割り計算〕

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2.常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3.月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4.第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

〔端数の処理〕

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

①50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

②50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

〔公表〕

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

〔補則〕

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

〔改廃〕

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

【別表第1】(常勤の理事の報酬)

| 号俸 | 金額       |
|----|----------|
| 1  | 386,000円 |
| 2  | 392,000円 |
| 3  | 398,000円 |
| 4  | 404,000円 |
| 5  | 410,000円 |
| 6  | 416,000円 |
| 7  | 422,000円 |
| 8  | 428,000円 |
| 9  | 434,000円 |
| 10 | 440,000円 |
| 11 | 446,000円 |
| 12 | 451,000円 |
| 13 | 456,000円 |
| 14 | 461,000円 |
| 15 | 466,000円 |
| 16 | 471,000円 |

常勤の理事の報酬月額は、上記俸給表のうちから、理事会において決定する。

【別表第2】(常勤の理事の役員手当)

|        |             |
|--------|-------------|
| 役員手当の額 | 月額 100,000円 |
|--------|-------------|

【別表第3】(非常勤の役員及び評議員の報酬)

|               | 金日額     |
|---------------|---------|
| 理事会・評議員会への出席  | 無報酬     |
| 法人・施設業務のための出勤 | 10,000円 |

附則 本規程は平成30年9月15日に施行する。